

第23期第1回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和7年4月15日(火) 13:00～
場 所 福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室
(福島市杉妻町2-16)

1 開会

2 知事挨拶

3 委員紹介

4 仮議長選出

5 議事録署名人選出

6 議 題

(1) 議案

議案第1号 会長、会長代理の互選について

議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について

議案第3号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について(諮問・答申)

議案第4号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)

(2) 報告事項

ア 令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

7 閉会

第23期第1回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和7年4月15日(火) 13:00～

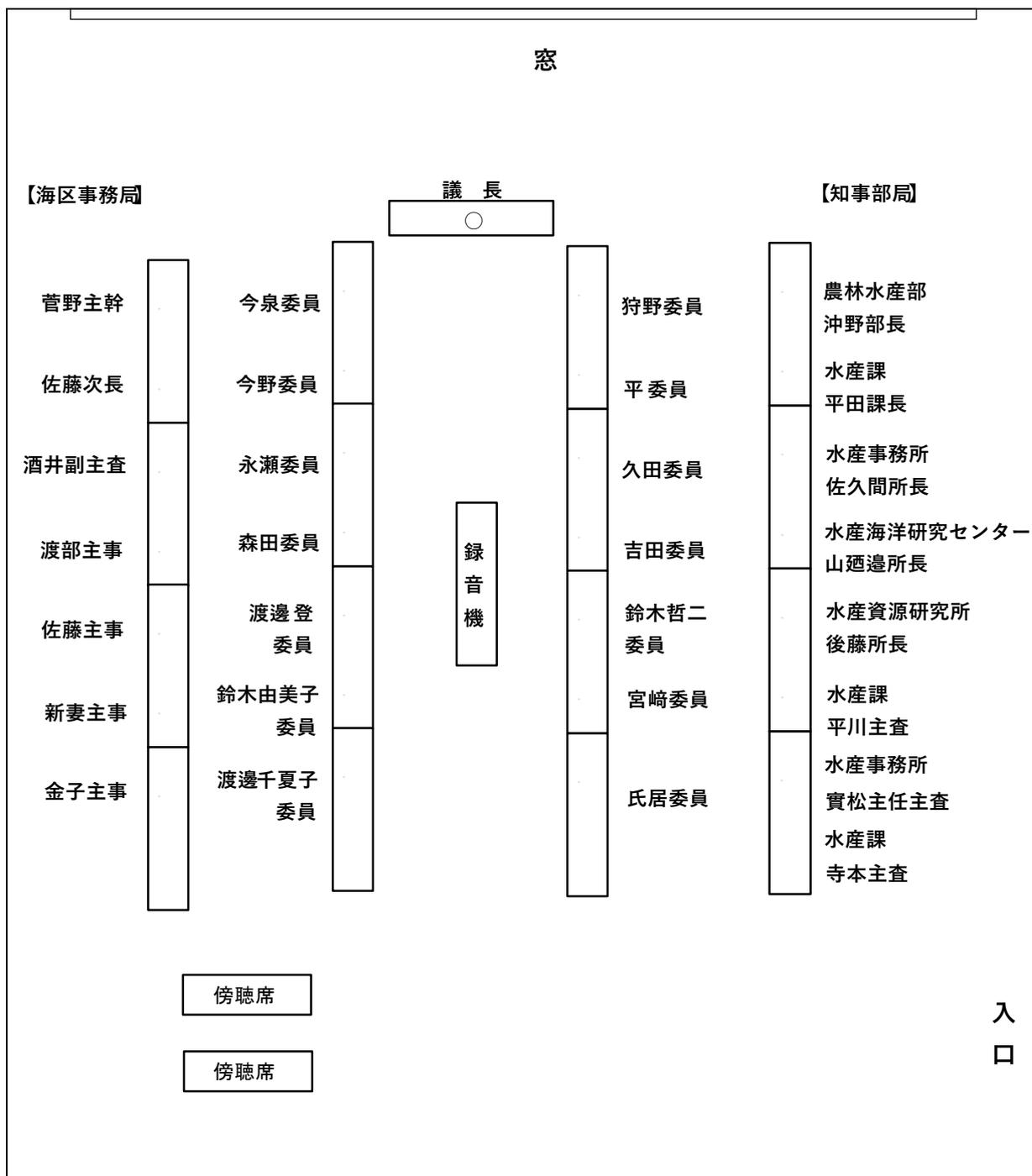
場 所 福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

海区漁業調整委員会委員		知事部局・海区事務局職員等	
選任区分	氏名	所属及び職名	氏名
漁業者	今泉 浩一	農林水産部長	沖野 浩之
漁業者	狩野 一男	水産課長(併) 海区事務局長	平田 豊彦
漁業者	今野 智光	水産課主査	平川 直人
漁業者	平 仁一	水産課主査	寺本 航
漁業者	永瀬 哲浩	水産事務所長	佐久間 徹
漁業者	久田 要一	水産事務所主任主査	實松 敦之
漁業者	森田 政利	水産海洋研究 センター所長	山廻邊 昭文
漁業者	吉田 康男	水産資源研究所長	後藤 勝彌
漁業者	渡邊 登	海区委員会事務局 主幹(総務担当)	菅野 学
学識経験	鈴木 哲二	〃 次長(業務担当)	佐藤 太津真
学識経験	鈴木 由美子	〃 副主査	酒井 理沙
学識経験	宮崎 奈穂	〃 主 事	渡部 もも
学識経験	渡邊 千夏子	〃 主 事	佐藤 琴美
中立	氏居 俊夫	〃 主 事	新妻 樹
		〃 主 事	金子 正子

第 2 3 期第 1 回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和 7 年 4 月 1 5 日 (火) 1 3 : 0 0 ~

場 所 福島県庁本庁舎 2 階 第一特別委員会室



福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について

1 設置理由

- ・茨城県及び宮城県との入会漁業の調整を円滑に処理するために小委員会を設置する。

2 小委員会の設置根拠

【福島海区漁業調整委員会運営規程】

第8条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、その議決により、小委員会を設け、これに調査及び審議を要する案件を付託することができる。

2 小委員会は、会長が委員会の同意を得て指名する委員3人以上で組織する。

3 小委員会に小委員会の委員の互選により委員長をおく。

4～6 省略

3 名称・付託事項・構成

名 称	付託事項	委 員	委員長等
茨城入会漁業調整小委員会	茨城県との入会漁業の調整に関する事項	別紙（案）のとおり	委員長、委員長代理
宮城入会漁業調整小委員会	宮城県との入会漁業の調整に関する事項	別紙（案）のとおり	委員長、委員長代理

4 任期

第23期期間中

5 その他

(1) 両県海区との協議会等に関するものは、会長が主催する。

(2) 茨城海区とは、茨城・福島連合海区協議会を3年毎に開催している。

直近では令和6年5月21日にいわき市で開催され、同日に茨城入会漁業調整小委員会を開催した。次回は令和9年度に茨城県において開催予定。

(3) 宮城海区とは、調整問題にはふれないことで宮城・福島両県漁業調整委員会交流会を平成14年度に再開した。その後は、ほぼ毎年開催され、直近では令和2年1月20日に福島市で開催された。なお、令和2～4年度は新型コロナ感染拡大の影響により延期。令和5、6年度は日程の調整が付かず中止した。令和7年度の開催について、開催県である宮城海区漁業調整委員会事務局と調整予定。

小委員会委員の選任について（案）

1 茨城入会漁業調整小委員会

	委員氏名	区分	役職	備 考
1	イマイズミ コウイチ 今泉 浩一	漁業者		いわき市漁業協同組合総代
2	カノ カズオ 狩野 一男	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼磯部地区代表
3	コンノ トシミツ 今野 智光	漁業者		相馬双葉漁業協同組合代表理事組合長兼相馬原釜地区代表
4	ナガセ テツヒロ 永瀬 哲浩	漁業者		いわき市漁業協同組合理事
5	ヨシダ ヤスオ 吉田 康男	漁業者		いわき市漁業協同組合総代
6	ワタナベ ノボル 渡邊 登	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼新地地区代表代理
7	ミヤザキ ナホ 宮崎 菜穂	学識経験		東京海洋大学学術研究院海洋資源環境学部門助教
8	スズキ ユミコ 鈴木 由美子	学識経験		福島県漁協女性部連絡協議会副会長
9	スズキ テツジ 鈴木 哲二	学識経験		福島県漁業協同組合連合会専務理事
10	ミヤシタ トモコ 宮下 朋子	中立		弁護士
11	会長 梓			

2 宮城入会漁業調整小委員会

	委員氏名	区分	役職	備 考
1	カノ カズオ 狩野 一男	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼磯部地区代表
2	コンノ トシミツ 今野 智光	漁業者		相馬双葉漁業協同組合代表理事組合長兼相馬原釜地区代表
3	タイラ ジンイチ 平 仁一	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼鹿島地区代表
4	ヒサタ ヨウイチ 久田 要一	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事
5	モリタ マサトシ 森田 政利	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼請戸地区代表代理
6	ワタナベ ノボル 渡邊 登	漁業者		相馬双葉漁業協同組合理事兼新地地区代表代理
7	スズキ テツジ 鈴木 哲二	学識経験		福島県漁業協同組合連合会専務理事
8	ワタナベ チカコ 渡邊 千夏子	学識経験		水産研究・教育機構（退職）
9	ウジイ トシオ 氏居 俊夫	中立		福島県消費者団体連絡協議会理事
10	会長 梓			

入会漁業の概要について

1 茨城入会

令和 6 年 5 月合意入会隻数の枠

許可期間：R6. 9. 1～R9. 8. 31

漁業種類		茨城⇒福島 ^{注1}	福島⇒茨城 ^{注1}
小型底びき網	板びき網	11 (6)	16 (10)
	餌料板 ^{注2}	30 (12)	30 (0)
機船船びき網	しらすひき網	74 (67)	59 (21)
	さよりひき網	80 (77)	80 (20)
	おきあみひき網	100 (78)	100 (21)
せん・かご (はもどう)		10 (10)	12 (6)
合計		305 (250)	297 (78)

注 1：() は R7. 3. 31 現在の許可隻数

注 2：「餌料板」は「自家用餌料板びき網」の略

2 宮城入会

(1) 知事許可漁業

(固定式刺し網漁業)

ア 平成 11 年 7 月 1 日から仙台湾の固定式刺し網漁業が知事許可漁業となった。

イ 仙台湾での操業は相馬原釜漁業協同組合と仙台湾小型漁船漁業振興協議会の代表者により毎年調印される入漁協定に基づき行われていた。

ウ 令和 3 年 3 月末で本県漁業者は試験操業を終了したことから、今後、早期に当該漁業が再開できるよう関係者の調整を進める必要がある。

(2) 宮城海区漁業調整委員会指示

(届出漁業：流し網、はえなわ、はもどう、かご漁業)

ア 昭和 54 年から委員会指示が発動されていたが、本県漁業者は無届けで操業していた。

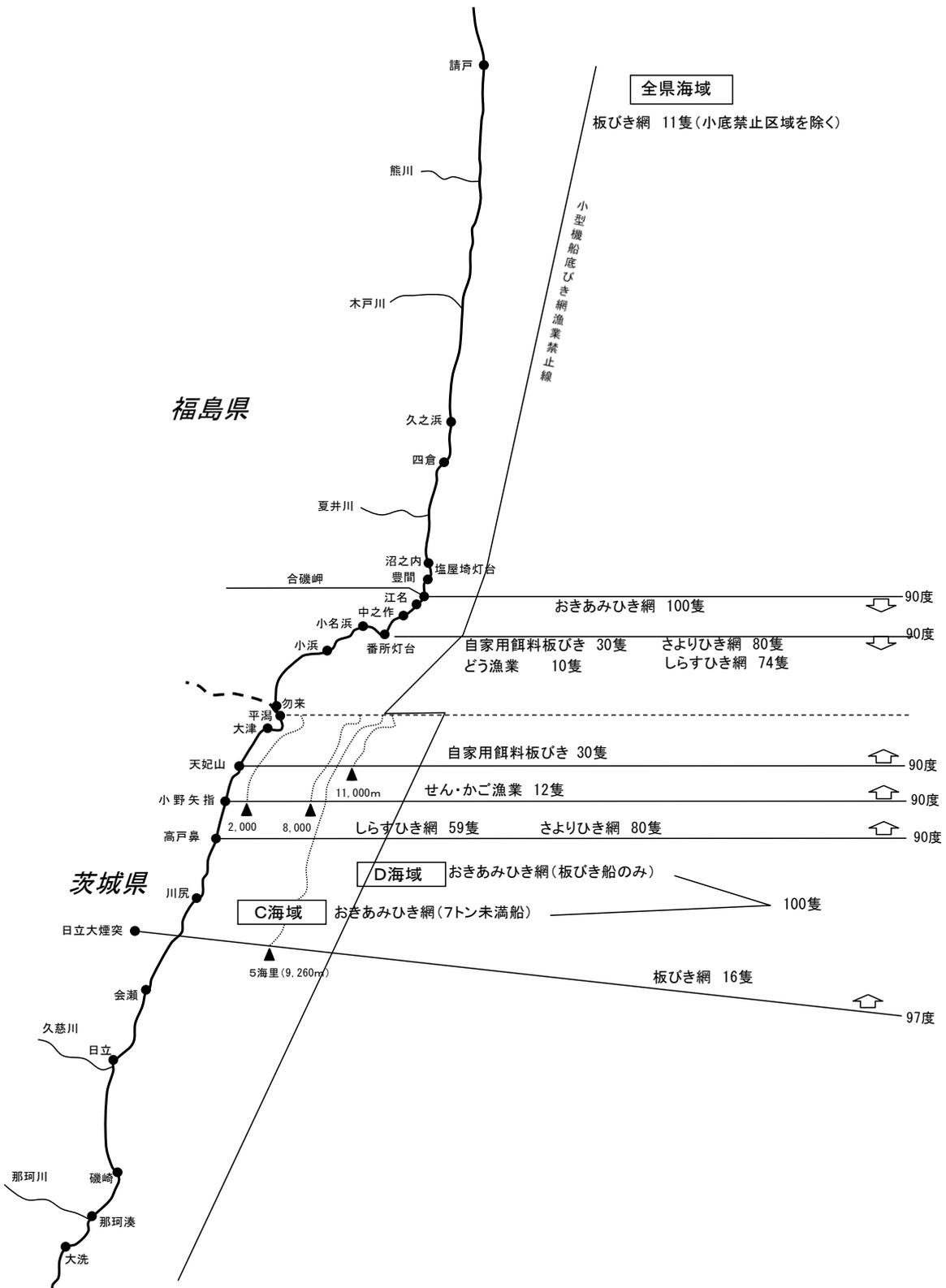
イ 固定式刺し網漁業の知事許可漁業への移行に伴い、本県漁業者は、届出漁業については実績を明確にするため、平成 13 年度から届出書を提出してきた。

ウ 平成 23 年以降、原発事故による県内での操業自粛に合わせ届出を行っていない。

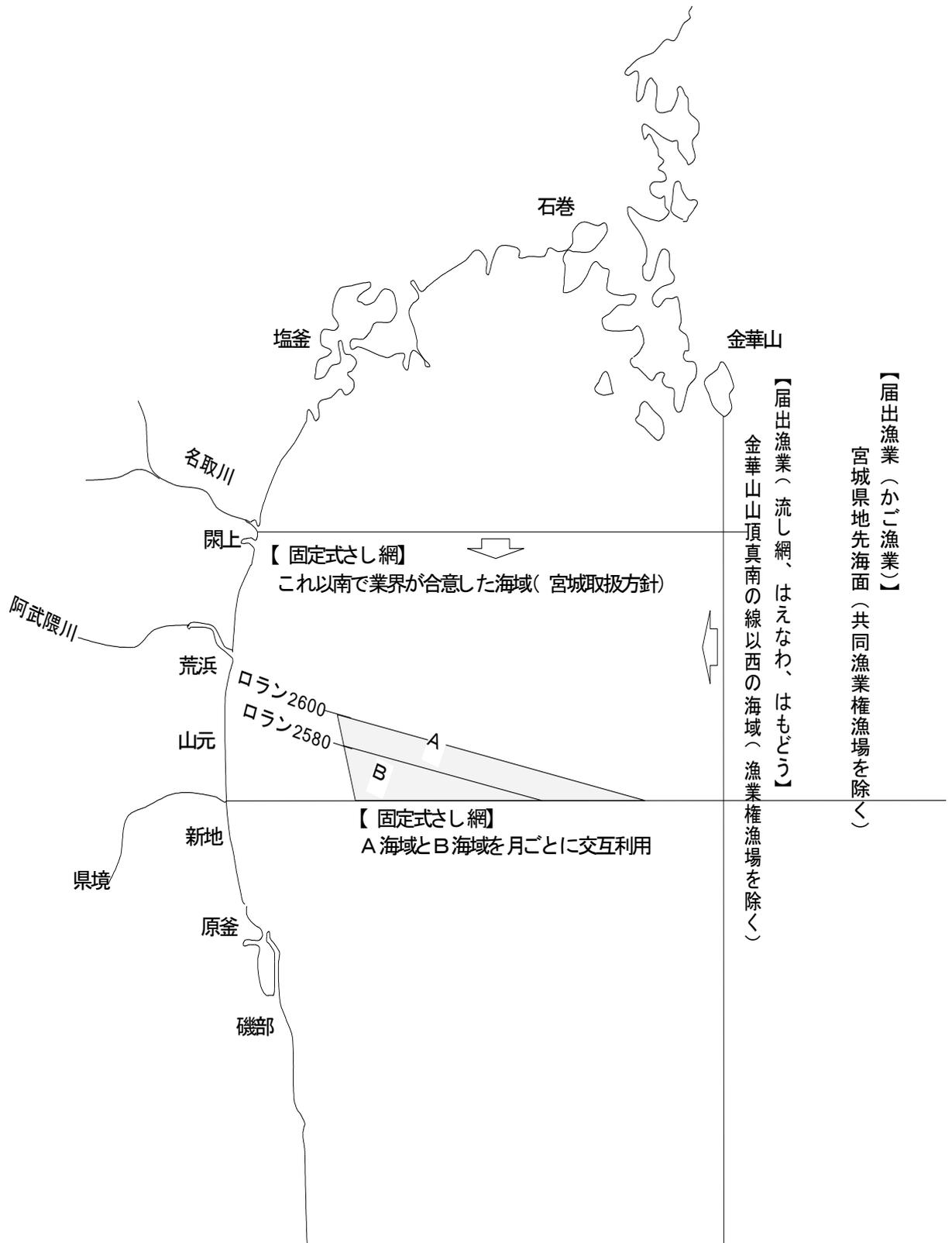
エ 令和 2 年 2 月 25 日付けで、新たにかご漁業の委員会指示が発動された。

オ 試験操業終了後の本県漁業者の対応に留意する必要がある。

茨城・福島 相互入会漁業操業区域概念図



宮城入会操業規制図



沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申）



6 生流第 4995 号
令和 7 年 3 月 24 日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 46 条第 2 項及び規則第 15 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり有効期間を定めたいので、同項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

1 概 要

福島県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げるかご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可について、許可の有効期間を短縮するもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第46条第2項
福島県漁業調整規則第15条第2項

3 内 容

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を3年から1年に短縮する。

短縮後の許可の有効期間：令和7年7月1日～令和8年6月30日

4 短縮の理由

許可の有効期間については、福島県漁業調整規則第15条第1項により3年とされ、同条第2項により漁業調整のため必要な限度において、3年より短い期間を定めることができるものと規定されている。

当該漁業は、多数の漁具を敷設し、漁場を占有して効率的に漁獲する漁法である。また、目的とするタコ類、沖合性のまき貝については、資源量の減少が懸念されている。

このことから、今期の漁模様や漁獲対象水産資源の動向を踏まえ、許可発給を弾力的に運用できるよう、有効期間の設定については、短縮して1年とする。

議案第4号

沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、
申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）



6 生流第 4997 号
令和 7 年 3 月 24 日

福島海区漁業調整委員長 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間
及び許可の基準について（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。
以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び
規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認
可を申請すべき期間並びに同条第 5 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定め
たいので、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項及び同条第
5 項並びに規則第 11 条第 3 項及び同条第 5 項の規定により、貴委員会の意見を
求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 新関 電話 024-521-7379）

1 概 要

沖合たこかご漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に当たり、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項

福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の沖合たこかご漁業の許可の有効期間が令和 7 年 6 月 30 日で満了する。同年 7 月 1 日からの許可等をするに当たり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容及び許可の基準を以下のとおり定める。

項 目	内 容
漁業種類	沖合たこかご漁業
許可等をすべき船舶の数	欄外記載のとおり
船舶の総トン数	取扱方針のとおり
推進機関の馬力数	
操業区域	
漁業時期	
漁業を営む者の資格	
許可等を申請すべき期間	令和 7 年 5 月 9 日～同年 6 月 9 日
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に沖合たこかご漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

※ 許可等をすべき船舶の数について

許可等をすべき漁業者の数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和 6 年の漁獲量は震災前の約 25% に止まっており、判断できる状況ではない。

震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会等を参考に、許可等をすべき漁業者の数を設定する。

(経過・今後の予定)

令和7年2月6日～3月6日 制限措置等案に関する意見聴取(水産課 HP)

〃 4月15日 福島海区漁業調整委員会に諮問・答申

〃 5月9日 制限措置等の告示(福島県報、水産課 HP)

〃 5月9日～6月9日 申請期間(1月)

〃 6月中旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問

〃 6月下旬 許可証発給

〃 7月1日～ 許可の有効期間開始

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 7 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

沖合たこかご漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 19 隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

3 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

4 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面

5 漁業時期

令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 13 日まで

6 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協
定に参加する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月9日から同年6月9日まで

沖合たこかご漁業の許可の基準（案）

令和 7 年 月 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

- 順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- 順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- 順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

令和7年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

月	行 事 名	開催場所
4	<input type="checkbox"/> 第23期第1回海区漁業調整委員会（4月15日） ・会長、会長代理の互選について ・福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について ・沖合たこかご漁業の許可の有効期間の短縮について（諮問・答申） ・沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）	福島市
5	<input checked="" type="checkbox"/> 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会、理事会 （会長海区として、会長出席、事務局長を始めとした事務局職員対応）	山口県
6	<input type="checkbox"/> 第23期第2回海区漁業調整委員会（6月上旬） ・太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について ・福島県水産振興審議会委員候補者の推薦について ・特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問・答申） ・特定水産資源の漁獲可能量について（まさば・ごまさば・まだら）（諮問・答申） ・沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について ・河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について ・小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について <input checked="" type="checkbox"/> 全国海区漁業調整委員会連合会・事務局長会議（事務局長出席）	いわき市 秋田県
未 定	<input type="checkbox"/> 福島・宮城両県海区漁業調整委員交流会	宮城県
10	<input checked="" type="checkbox"/> 全国海区漁業調整委員会連合会・事務局職員研修会 <input checked="" type="checkbox"/> 全国海区漁業調整委員会連合会・東日本ブロック会議	鳥取県 三重県
11	<input checked="" type="checkbox"/> 太平洋広域漁業調整委員会	東京都
11 ～ 12	<input type="checkbox"/> 第23期第3回海区漁業調整委員会（11月下旬～12月上旬） ・特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ・まいわし・かたくちいわし）（諮問・答申） ・ひらめの採捕制限に関する委員会指示について ・すくい網漁業に関する委員会指示について ・こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示について	相馬市
2	<input type="checkbox"/> 第23期第4回海区漁業調整委員会（2月中旬） ・福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申） ・特定水産資源の漁獲可能量について（くろまぐろ・するめいか・ぶり）（諮問・答申） ・いか釣り漁業に関する委員会指示について ・漁業権に係る資源管理状況等について（報告）	福島市 ※ いわき市に サテライト 会場を用意
	<input checked="" type="checkbox"/> 太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会	東京都

□ 海区漁業調整委員会関連

○ 入会漁業調整関連

◆ 全国海区漁業調整委員会連合会関連

▲ 太平洋広域漁業調整委員会関連